	72	ふくおか	・地域	貢献活動サ	ポート事業補助金			
担当	当部局名	人づくり・ 活部	艮生	担当課室名	社会活動推進課	TEL	092-643-3938	
/\	— ド·	ソフト	の別	(()ハード (O)ソフ	7ト ()両	方	
	制 度 (目的・ ³	内 容 事業概要)	福岡県が進める NPO や企業、行政などの多様な主体が互いに支え合い、共に助け合う「共助社会」の実現のため、地域の課題を解決するために多様な主体が協働で取り組む社会貢献活動を支援する。					
	対 象 (事業	団体:主体)	NPO、行政、地域コミュニティ、企業などの多様な主体を構成員に含む団体(協議体)					
事業の概要	応 募	要件	・・と協・・約・・協・・続・・る・・目・湯・・と協・・約・・協・・続・・る・・目・	様な主体が協働 は大きな主体が協発 は大きなで先進的など、 は大きなのででは、 は大きなのででは、 は大きなのででは、 は大きなのででは、 は大きなのででは、 は大きなのでは、 は大きなのでは、 は大きなのでは、 は大きなのでは、 は大きなのでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	区域が福岡県内で、原則とこと 要な組織・人員を有するこ。 る規則(定款、規約、会則 活動を主たる目的としない の候補者を含む。)又は政策	る事業であること おかした公益性の れていること め、一定の事項を いこと してにより、 としてに募の日まで としてに募の日まで といであること。 対対のであること。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	の高い事業であることを では反対することを	
	補助	主 体		()	国庫 (○)県単独 ()そ	一の他【]	
	財政支	接措置	○ 補助率補助対象経費の10分の10○ 1件あたりの補助限度額50万円					
	ヒア・申詞	請の時期等	・採	画案を募集(4 月 : 択事業決定(6 月 ₋				

根	拠法	: 令·	要綱	等	・福岡県共助社会づ ・福岡県共助社会づ ・福岡県共助社会づ ・福岡県共助社会づ	くり基金実施要	超
制	度	創	没 年	度	平成 25 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無
関	係	省	庁	等			
最	近	Ø	実	績	H29 年度採択事業 H30 年度採択事業 H31 年度採択事業 R2 年度採択事業数 R3 年度採択事業数 R4 年度採択事業数 R5 年度採択事業数	数: 24 事業 数: 19 事業 次: 16 事業 次: 17 事業 次: 12 事業	
担:	当 か	らの	コメン	/		福岡のホームページにおいて、詳 w. csf. pref. fukuoka. lg. jp/subs	

	73	地填	域伝	統芸能	等保存事業					
担当	当部局名	人づ	くり 活音	·県民生	担当課室名	文化振興課	TEL	092-643-3382		
/\	— ř ·	ソラ	,	の別		()ハード (O)ソフト	、 ()両	方		
	制 度 (目的·≅		容 要)	地域の伝統芸能等(伝統芸能、伝統技能、祭り、伝説、神話、民話、習俗等)を映像に記録・保存・収蔵・発信するとともに、地域伝統芸能等の発表の場等としての公演を開催することにより、地域住民の新しいふるさとづくりへの取り組みや地方公共団体の文化を通じた地域づくりの向上に寄与することを目的とする。						
	対 象 (事業	団 主 体	体 *)	市町村 (地方フ む)	エスティバルは	は、市町村が 1/2 以上出資し	ている指定管理	者・公益法人を含		
事業の概要	採択	要	件	地力 ○映像記 各均 ○保存・	 ○地方フェスティバル事業 地方公共団体が実施する、伝統芸能等を保存・継承するための公演 ○映像記録保存事業 各地域の、失われつつあり記録に残されていない伝統芸術等の記録・保存 ○保存・継承活動委支援事業 市区町村が実施する、伝統芸能等の保存・継承活動団体等への支援 					
	補助	主	体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)地域創造】						
	財政支	援 措	i 置	 ○地方フェスティバル事業 助成対象事業経費の 1/2 以内(上限 50 万円) ○映像記録保存事業 助成対象事業経費の 2/3 以内(上限 200 万円) ○保存・継承活動委支援事業 助成対象事業経費の 1/2 以内(上限 30 万円) 						
	ヒア・申詞	青の時期	胡等	前年度9月						
根	拠法令	要綱	等	地域化	云統芸能等保存	事業保存·継承活動支援事業	助成要綱			
制	度創	设 年	度	平成	之11年度	改正・見直し等の予定の有無	() ₇	∮ (○)無		
関	係省	庁	等	(一財)地域創造、 ;	総務省				
最	近 の	実	績	○保存・継承活動委支援事業 令和2年度・・福津市、久留米市 令和3年度・・福津市 令和4年度・・福津市、久留米市 令和5年度・・福津市 ○映像記録保存事業 令和3年度・・・直方市 令和4年度・・・直方市 ・・直方市 ・・一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
担	当からの	コメン	ノト	・次年度	以降の継続的な	地域伝統芸能等の保存・継承活	5動につながるも	のであること。		

	74	芸術	文化振興	基金助成金	会(民俗文化	財の保存活	5用活動)			
担当	部局名		り・県民生 活部	担当課室名	文化	長興課	Tel	092-643-3382		
/\ -	- ド·	ソフ	トの別		()ハード	(○)ソフト	、 ()両	方		
	制 度 (目的·≅				ιている伝統的 域の文化の振興			等の民俗文化財の		
	対 象 (事業			村、一般社団法 法人、実行委員		:人、公益社団	法人、公益財団	生人、NPO 法人、		
事業の概要	採択	要	·次に 振興 件 (1) (3) (4) ·原則。	 事業主体が自ら主催 ・次に掲げる民俗文化財を保存・活用した特色あるまちづくりによる地域の文化の振興に資する活動 ①民俗文化財の公開 ②民俗文化財の広域的な交流 ③民俗文化財の復活・復元等による伝承 ④民俗文化財の記録作成による保存活用 ・原則として、国または地方公共団体が指定・登録した民俗文化財及び記録作成等の措置を講ずべきとした無形の民俗文化財が対象。 						
	補助	主	体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(独法)日本芸術文化振興会】						
	財政支	援措	置助成	金の額は自己負対象経費の2分 会の予算の範囲	分の1以内の定	項。				
	ヒア・申	請の時 等	期前年	度 10 月募集、	11 月申請、当請	亥年度4月内第				
根 拠	』法 令·	要 綱	等一芸術文	化振興基金助品	戈金交付要綱、	文化芸術振興	費補助金による具	b成金交付要綱		
制。	度 創 討	设 年	度平	成2年度	改正・見直し等	の予定の有無	() ₇	有 (○)無		
関	係 省	庁	等 文化	庁						
最	近 の	実	今	文化庁						
担当	からのこ	コメン	-		等は原則として。 なる地方公共団		=	対象にならない。		

	75	地域(の文化・語	芸術活動助原	 成事業				
担当	部局名		り・県民生	担当課室名	文化	振興課	Tel	092-643-3382	
Λ -	- ド · ˈ	ソフ	トの別		()ハード	(○)ソフト	()両	方	
	制 度 (目的·	内	の向上、 造的で 立文化	豊かな地域づくりの推進を目指し、地方公共団体等の自主事業のプロデュース能力の向上、公立文化施設の利活用等を図るため、地方公共団体等が自主的に実施する、創造的で文化的な芸術活動の地域における環境づくりを支援する。創造、連携、研修、公立文化施設活性化計画支援の4つのプログラムで構成する。 ○助成対象分野…音楽、演劇・ダンス、伝統芸能、美術、その他(映画・映像等)					
	対 象 (事業			方公共団体 方公共団体が 1/2	2 以上出資して	いる指定管理者	·公益財団法人		
事業の概要	採択	要(○連携:	○創造プログラム・・自主性、発展性、新規性 ○連携プログラム・・自主性、連携による運営能力の向上効果新規性 ○研修プログラム・・実践的な研修 ○公立文化施設活性化計画支援プログラム・・公立文化施設の政策評価					
響	補助	主(k	()国庫	車 ()県単独	(())その他【	(一財)地域創造]	
	財政支	∶援 措 ῗ	助成。 ○連携: 助成。 ○研修: □研修: □の研修: □の公立:	○創造プログラム 助成対象事業経費から入場料等収入を控除した額の1/2以内、上限1,000万円 ○連携プログラム 助成対象事業経費から入場料等収入を控除した額の2/3以内、上限500万円 ○研修プログラム 助成対象事業経費の2/3以内、上限200万円 ○公立文化施設活性化計画支援プログラム 助成対象事業経費の2/3以内、上限200万円					
	ヒア・申	請の時期 等	照会	前年8月、申	請・ヒアリンク	グ9月、内定1	月末頃、決定4	. 月	
根 拠	见法 令·	要綱等	事 地域	の文化・芸術活動	助助成事業助品	戈要綱			
制」	度創影	3 年 原	平	成6年度	改正・見直し	等の予定の有無	()7	有 (○)無	
関	係 省	庁)地域創造、総	務省				
令和3年度実施 ○連携プログラム… (公財) アクロス福岡、(公財) 宗像ユリックス ○研修プログラム…春日市 令和4年度実施 ○創造プログラム… (公財) 宗像ユリックス 令和5年度実施 ○連携プログラム…柳川市 ○創造プログラム… (公財) 宗像ユリックス									
担当	からのこ	コメン	•	場は、公立文化展覧会等の開催に			れる施設です。 ける必要があり	ます。	

	76	文化遺	産総合	活用推進事	業		
担当	部局名	人づくり 活語		担当課室名	文化振興課	Tel	092-643-3382
Λ -	- ド·	ソフト	の別		()ハード (O)ソフト	、 ()両	方
	制 度 内 容 (目的·事業概要)			開や後継者養成 圣済の活性化を 3∼24「文化遺	ある地域の多様で豊かな文化等、地域の特色ある総合的が推進することを目的とする。 産を活かした観光振興・地域産を活かした地域活性化事業	活性化事業」と	文化振興ととも
事:	対 象 (事業	団 体	実行委員会等				
事業の概要	採択	要件	 ・地域の文化遺産次世代継承事業 地域の文化遺産に関する情報発信、人材育成、普及啓発、継承、記録作成、調査研究事業 ・世界遺産活性化事業 世界文化遺産に関する情報発信、人材育成、普及啓発、調査研究事業 				
	補助	主体			(O)国庫 ()県単独 ()る	その他【】	
	財政支	援措置	予算の	の範囲内におい	て定額		
		請の時期 等	1月申	₹請、4月內示			
根 拠	』法 令·	要綱等	文化芸術振興基本法				
制」	度創設	设 年 度	平成	23年度	改正・見直し等の予定の有無	# ()4	育 (○)無
関	係 省	庁 等	文化	†			
最	近の	実績	○令和2年度 福岡県の文化遺産を活かした地域活性化事業 ・京築神楽の里推進協議会(京築地域「文化の力」による地域活性化プロジェクト) ・ふくおか文化遺産ウィーク事業実行委員会(ふくおか文化遺産ウィーク事業) ○令和3年度 福岡県の文化遺産を活かした地域活性化事業 ・京築神楽の里推進協議会(京築地域「文化の力」による地域活性化プロジェクト) ・ふくおか文化遺産ウィーク事業実行委員会(ふくおか文化遺産ウィーク事業) ○令和5年度 ・ふくおか歴史資源活用協議会 ・伝統文化実行委員会(小郡市)				
担当	からの:	コメント		共団体毎に各事 委員会の設置が	業実施主体の申請や補助金 必要	の受け入れを耶	なりまとめる統括

	77				基金助成金 设公演·展示		会館公演活動	助))		
担当	担当部局名			県民生	担当課室名	文化振	興課	Tel	092-643-3382	
Λ -	- F ·	ソフ	 	の別		()ハード	(○)ソフト	()両	方	
	制度内容(目的・事業概要)				地域の文化施設の活動の充実を図り、地域の文化の振興に資する文化会館等の文化施設が行う公演活動を支援する。					
	対 象 (事業	団 注 体	体 *)							
事業の概要	採択	要	件	・地域性				の住民が多	様な芸術文化に親	
	補助	主	体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(独法)日本芸術文化振興会】						
	財政支	援措	置	助成金の額は自己負担金の範囲。 助成対象経費の2分の1以内の定額。 振興会の予算の範囲内。						
	ヒア・申	請の 等	詩期	前年	度 10 月募集、	11 月申請、当該	年度4月内定			
根 扨	见法 令·	要 綱	等	芸術文化振興基金助成金交付要綱、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱						
制	度創言	设 年	度	平	成2年度	改正・見直し等	の予定の有無	():	有 (○)無	
関	係 省	庁	等	文化	庁					
最	近 の	実	績	文化庁						
担当	iからの:	コメン	/			コンクール、コン なの活動は助成の	• •		演会、ワークショ	

	70	芸術	う文	化振興	基金助成金	,				
	78	(地	域文	化施設	设公演·展示	活動(美術館展示活動	動))			
担当	部局名	人づ	くり・ 活音	県民生 『	担当課室名	文化振興課	TEL	092-643-3382		
Λ -	- F·	ソフ	'	の別		()ハード (()ソフ	()両	方		
	制度内容(目的・事業概要)			地域の文化施設の活動の充実を図り、地域の文化の振興に資する美術館等の文化施設が行う展示活動を支援する。						
	対 象 団 体 (事業主体)					団法人、一般財団法人、公益 行委員会、指定管理者	盆社団法人、公益	经财団法人、NPO		
事業の概要	事業の概要 採 択 要 件				・事業主体が自ら主催・絵画、彫刻、工芸、デザイン、書、建築、写真、漫画、文化財等の美術展示活動・地域性を活かした特色ある活動、地域の住民が多様な芸術文化に親しむ環境の醸成に資する特別な活動等					
	補助	主	体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(独法)日本芸術文化振興会】						
	財政支援措置				 ・助成金の額は自己負担金の範囲。 ・助成対象経費の2分の1以内の定額。 ・振興会の予算の範囲内。 					
	ヒア・申	i請の問 等	持期	前年月	度 10 月募集、1	1月申請、当該年度4月內	定			
根拟	』法 令·	要 綱	等	芸術文化	上振興基金助成	金交付要綱、文化芸術振興	費補助金による	助成金交付要綱		
制	度創言	殳 年	度	平历	戈2年度	改正・見直し等の予定の有象	# () ⁷	有 (○)無		
関	係 省	庁	等	文化厅	j i					
最	近 の	実	績	文化庁						
担当	からの	コメン	/	象とた	ならない。 を伴わないコン	らもの、当該美術館等の所蔵 ノクール、コンテスト、シン の活動は助成の対象となら	ポジウム、講演			

	70	芸術文	化振興	基金助成金					
	79	(歴史	的集落	・町並み、文	工化的景観保存活用活	舌動)			
担当	自部 局名	人づくり 活		担当課室名	文化振興課	TEL	092-643-3382		
/\	— ド・		· の 別		()ハード ()ソフト	、 (○)両	方		
	制度(目的:	内 容事業概要》			場町等の歴史と伝統をもっ の文化の振興に寄与する活動		文化的景観の保		
	対	団 体		市町村、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO 法人、その他法人、実行委員会					
事業の概要	採択	要《	(1) 伝も (2) (1 等町 上記(1 ・ 歴 物 伝 動	文化庁国庫補助)に該当しない場 の保存・活用を行 村の支援が認め)及び(2)の地区が 史的集落・町並み 、資料収集、資 統的建造物郡保 を継承発展させ	存対策調査又は文化的景観事業)及びこれに準じる調査場合であっても、地域住民と行っている地域で、当該地域られる地区 こおける以下の活動(文化庁科会、文化的景観等の保存・活用料の作成・展示活動等の普及、存対策調査及びこれに準じるうえで必要最小限の範囲、て行われる必要最小限の景	実施地区又は課 地元市町村が一 成で行われる当記 浦助事業と重複 用に直接資するも な啓発活動 る調査実施地区 で行われる保存	を では では できます できます できます できます できます できます でき できます でき できます でき でき できます できます		
	補助	主体	Σ	()国庫 ()県単独 (○)その他【(独法)日本芸術文化抗	辰興会】		
	財政支	え援 措 置	·助/	・助成金の額は自己負担金の範囲。・助成対象経費の2分の1以内の定額。・振興会の予算の範囲内。					
	ヒア・申	請の時期等	前年	度 10 月募集、	11月申請、当該年度4月内	 定			
根	処法令	要綱等	芸術文	化振興基金助成	金交付要綱、文化芸術振興	費補助金による	助成金交付要綱		
制	度創	設年度	平	成2年度 7	改正・見直し等の予定の有無	# () ₇	有 (○)無		
関	係省	庁 等	文化	庁					
最	近の	実	ハカ 〇平成 ハカ 〇平成	 ○平成 26 年度実施 ハカタ・リバイバル・プラン(「博多百年町家へようこそ!」プロジェクトⅡ) ○平成 27 年度実施 ハカタ・リバイバル・プラン(「博多百年町家へようこそ!」プロジェクトⅢ) ○平成 28 年度実施 ハカタ・リバイバル・プラン(eco musée はかた博物館) 					
担当	当からの	コメント	・当該	費をもって行わ	主民説明会、行政担当職員の れるべきものと認められる 的建造物保存地区に選定され ます。	活動は対象とな	らない。		

	80	伝統文化	比親子	教室事業				
担当	当部局名	人づくり・ 活部		担当課室名	文化振興課	TEL	092-643-3382	
/\ ·	— ド ·	ソフト	の別		()ハード (0)ソフト	、 ()両	方	
	制度(目的・語	内 容 事業概要)	茶道等 会を提 人間性 ※平成	の伝統文化・生活 供する取組を支 の涵養に資する 125年度まで「プ	が親とともに、民俗芸能、 舌文化に関する活動を計画 援し、伝統文化・生活文化の ことを目的とする。 て化遺産を活かした地域活力 体験教室事業」が、単独事	的・継続的に体 の継承・発展と、三 生化事業」の補助	験・修得できる機子供たちの豊かな	
	対 象 (事業	団 体注主体)	特例民 NP(○地域 地方公)法人、その他活展開型 共団体	団法人、一般財団法人、公 去人	益社団法人、公	益財団法人、	
事業の概要	採択	要件	 ○教室実施型 ・伝統文化・生活文化に関する活動を体験・修得できる取組及び、修得した技芸等の成果を披露する発表会や地域で開催される行事等へ参加する取組が対象。 ・「放課後子供教室」及び「土曜日の教育活動」と連携した取組文部科学省の「放課後子供教室」及び「土曜日の教育活動」に参加している子供たちを対象として、伝統文化・生活文化に関する活動を体験する機会を提供する取組 ○地域展開型複数の我が国又は地域の伝統文化等を親子で体験するとともに、当該伝統文化等の歴史や内容、地域との関係等についても理解することができる取組等 					
	補助	主体	., -			その他【】	C 3 1 1 1 1 1	
	財政支	医援措置	○教室実施型 事業ごと 上限 50 万円					
	ヒア・申	請の時期等	-	室実施型 4月 域展開型 1月	申請、7月内示 公募開始 4月中旬頃契約	締結		
根	処法令・	要綱等	文化	芸術振興基本法				
制	度創	设 年 度	平月	戈23年度	対正・見直し等の予定の有 無	# ()	与 (○)無	
関	係 省	庁 等	文化	沪				
最	近の	実 績	子と 〇令和 前田 〇令和	○令和2年度子ども邦楽 春の会(子ども邦楽 春の会) 等○令和4年度前田祇園山笠保存会 等○令和5年度前田祇園山笠保存会 等				
担当	からの	コメント			団体毎に各事業実施主体の員会の設置が必要)申請や補助金の)受け入れを取り	

	81	劇場	·音楽堂等	等機能強化推						
			・音楽学	芒等機能強化	総合支援事業)					
担当	i 部 局 名		り・県民生 活部	担当課室名	文化振興課	TEL	092-643-3382			
ハ -	- ド・	ソフ	トの別	の別 ()ハード (○)ソフト ()両 方						
	制 度 (目的・₹		容 等が行	我が国の実演芸術の水準を向上させる牽引力のあるトップレベルの劇場·音楽堂等が行う、国際的水準の実演芸術の創造発信(公演事業)や、人材育成事業又は普及啓発事業に対し、総合的に支援する。						
	対 象 (事業	• •	体 ・地方型・法人格・主催型	劇場・音楽堂等を設置する者又は運営する者であって、次の要件を満たす者。 ・地方公共団体 ・法人格を有する者 ・主催公演の芸術的内容に関する責任者(芸術監督等)を配置していること ・実演芸術に関する利用者が年間 10 万人以上であること 等						
事業の概要	採択	要	劇場・ 創造発 飛躍的 固有の を助成	(1) 助成の対象となる事業計画 劇場・音楽堂等が自ら主催し、経費を負担して行うもので、国際水準の実演芸術の 創造発信による我が国の実演芸術水準の向上、劇場・音楽堂等の人材力・組織力の 飛躍的な向上、劇場・音楽堂等による地域活性化など、劇場・音楽堂等を取り巻く 固有の課題や我が国の社会的課題の解決に資すると認められる5年間の事業計画 を助成対象とする。 (2) バリアフリー・多言語対応に関する取組(別枠支援)						
	補助	主	体		(○)国庫 ()県単独 (
	財政支	泛援措	置 上限 バリア	助成対象経費の2分の1以内、かつ自己負担金の範囲内 上限 7,000万円 バリアフリー・多言語対応については、助成対象経費の範囲内 上限 200万円						
	ヒア・申	·請の時 等	期照会	11月、申請 12 /	月、決定4月					
根拟	心法 令・	要綱	等 「劇	場・音楽堂等機能		案内				
制	度創言	设 年	度 平原	戈 25 年度 己	女正・見直し等の予定の有	無 ()	有 (○)無			
関	係 省	庁	等 文化	庁		1				
最近の実績 ○平成29年度 (公財)北九州市芸術文化振興財団(北九州芸術劇場) ○平成30年度 (公財)北九州市芸術文化振興財団(北九州芸術劇場) ○令和元年度 (公財)北九州市芸術文化振興財団(北九州芸術劇場)										
担当	からの:	コメン	ト 文化	ーー 庁から実施団体~	への事業委託により実施					

	82	劇場・	音楽堂等	等機能強化 推	進事業(共同制作支	援事業)				
担当	部局名		り・県民生 舌部	担当課室名	文化振興課	TEL	092-643-3382			
Λ -	-		トの別		()ハード (O)ソフト	、 ()両	方			
	制 度 (目的· ·	内	ゞ │ ▽ <i>l</i> け畄-	実演芸術の創造発進力を高めることを目的として、複数の劇場・音楽堂等が複数 又は単一の実演芸術団体等と共同して行う実演芸術の新たな創造活動に対し支援 する。						
事業の概要	対 象 (事業	て、次の要件を 等) を配置してい								
世 世 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	採択	要(# 複数の 作する:	(1) 助成の対象となる事業 複数の劇場・音楽堂等と複数又は単一の実演芸術団体とが、企画段階から共同で制作する公演であり、共同する各劇場・音楽堂等において上演されること。 (2) バリアフリー・多言語対応に関する取組(別枠支援)						
	補助	主((○)国庫 ()県単独 ()その他				
	財政支	泛援 措 譴	置 バリア	助成対象経費の2分の1以内、かつ自己負担金の範囲内 バリアフリー・多言語対応については、助成対象経費の範囲内 上限 250万円						
		請の時期 等	照会	11月、申請 12	月、決定4月					
根拠	心法 令·	要綱等	等 「共[司制作支援事業	事業」募集案内					
制	度創言	 安 年 原	要 平成	文 25 年度	改正・見直し等の予定の有無	()?	有 (○)無			
関	係 省	庁 等	养 文化/							
最	近の	実	責 該当							
担当	からの:	コメン	ト 文化	テから実施団体~	への事業委託により実施					

	83		劇場	揚∙音	楽堂等	等機能強化技	推進事業					
			(地:	域の)中核劇	割場・音楽学	堂等活性化	事業)				
担当	部局 名	2	人づ	くり· 活音	県民生	担当課室名	文化	振興課	Tel	092-643-3382		
Λ.	ード	•	ソフ	<i>'</i> ト	の別		()ハード	(○)ソフト	、 ()両	方		
	制(目的	度 J·事		-	中心と	なり、地域住民	や実演芸術団	体とともに取り		劇場・音楽堂等が 実演芸術の創造活 で援する。		
	対 象 団 体 (事業主体)				·地方 ·法人 ※指定 ⁴	①劇場・音楽堂等を設置する者又は運営する者であって、次の要件を満たす者。 ・地方公共団体 ・法人格を有する者 ※指定管理者制度を導入している場合は、設置者及び指定管理者の連盟で応募 ②設置者、運営者、地方公共団体、実演芸術団体等で構成された実行委員会						
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □								のための事業(人				
	補 .	助	主	体			(○)国庫 ()県単独 ()その他			
	財政	支	援措	置	業」 助成※交付公 () 公 () 付が、	対象経費の2分 付を受けようと	の1以内、か する要望額の 0万円以上〜 0万円以上〜 0万円以上〜	つ自己負担金の下限額及び上降 4,000万 4,000万 4,000万	限額は以下のと 円以下 円以下 円以下			
	ヒア・	申	清の明	寺期		11 日 由注 10	1日 沈安 4 日	1				
			手			11 月、申請 12						
	退法 令					或の中核劇場・				1. (0)1:		
-	度創					文 25 年度	改正・見直し	等の予定の有無	# ()	有(○)無		
関	係(旨	庁	等	文化	1,						
最	近((○令和4年度 (公財) 北九州市芸術文化振興財団 等 (○令和5年度 (公財) 北九州市芸術文化振興財団 等 (○令和6年度 (公財) 北九州市芸術文化振興財団 等 (公財) 公財 (日本社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会										
担当	からの	カ =	メン	ノト	文化	宁から実施団体	への事業委託	により実施				

	84	劇場·音	學堂等	导機能強化 排	推進事業					
	04	(劇場・	音楽堂	等間ネット	ワーク強化事	業)				
担	当部局名	人づくり 活i		担当課室名	文化振興詞	果	Tel	092-643-3382		
/\	- ド・	ソフト	の別		()ハード ((○)ソフト	()両	方		
	制 度 (目的·事	内 容	かかわ	・・音楽堂等相互の連携・協力を促進するとともに、国民がその居住する地域に らず等しく実演芸術を鑑賞できるよう、劇場・音楽堂等又は実演芸術団体が 作する実演芸術の巡回公演に対し支援する。						
	対 象 (事業	団 体 主 体)	・地方・法人	①劇場・音楽堂等を設置する者又は運営する者であって、次の要件を満たす者。 ・地方公共団体 ・法人格を有する者 ②実演芸術団体						
事業の概要 (1) 助成の対象となる事業 劇場・音楽堂等又は実演芸術団体が主体となって企画・制作する質実演芸術の公演を、複数の都道府県内の劇場・音楽堂等を巡回してるもの (2) バリアフリー・多言語対応に関する取組 (別枠支援) 障がい者や外国人を含むあらゆる人が、等しく文化芸術の鑑賞等が環境の整備を図るため、バリアフリー・多言語対応に対して、上記枠で支援するもの。										
	補助	主体			(○)国庫 ()県	単独()その他			
	財政支	援 措 置	(1)	バリアフリー	なる事業に要するが ・多言語対応 の範囲内で、(1)			を上限		
	ヒア・申請	の時期等	照会	照会 11 月、申請 12 月、決定 4 月						
根	拠法令・	要綱等		場・音楽堂等間 募集案内	ネットワーク構築支	泛援事業地	域の中核劇場・	・音楽堂等活性化		
制	度創	设 年 度	平成	文25年度	改正・見直し等の予	予定の有無	₹ ()7	∮ (○)無		
関	係 省	庁 等	文化							
● 最 近 の 実 績 ○平成30年度 (公財)公益財団法人福岡市文化芸術振興財団 舞踊「不思議の国のアリス ○令和元年度								義の国のアリス」		
担当からのコメント 文化庁から実施団体への事業委託により実施										

	85	文化	送芸	術創造	拠点形成事	<u> </u>						
担当	部局名	人づ	くり [.] 活音	·県民生	担当課室名	文化	辰 <u>興</u> 課	Tel	092-643-3382			
Λ -	- F ·	ソフ	'	の別		()ハード	(○)ソフト	、 ()両	方			
	制 度		-	事業を	支援することに	より、地方公	共団体の文化芸	芸術の企画・実施	文り組む文化芸術 を能力を全国規模 かいては地域の活			
	対 象 (事業	団 主 (d		地方:	地方公共団体							
事業の概要	採択	要	件	対象。 対象。 ○地域(地方)	 ○文化芸術創造拠点形成事業 対象分野:音楽、演劇、舞踊、美術、メディア芸術、障害者芸術等 対象分野を中心とした地域の文化芸術資源を活用した文化事業 ○地域における文化施策推進体制の構築促進 地方公共団体が専門性を有する組織を活用した文化芸術政策の企画立案・遂行、地域の文化芸術への助成、調査研究等を実施する体制の構築を促進する取組 							
	補助	主	体		((○)国庫 ()	県単独 ()そ	との他【】				
	財政支	援措	言置	○文化芸術創造拠点形成事業 補助対象経費の1/2以内かつ自己負担額の5倍以内、原則上限3千万円○地域における文化施策推進体制の構築促進 補助対象経費の1/2以内かつ自己負担額の5倍以内、原則上限2千万円								
	ヒア・申	請の問	 寺期	申請	1月、審査結果	通知3月下旬						
根拠	』法 令·	要綱	等	文化芸術	 析振興費補助金	(文化芸術創造	拠点形成事業)	交付要綱				
制」	度創	と 年	度	平成	₹29 年度 i	改正・見直し等	等の予定の有無	()7	∮(○)無			
関	係 省	庁	等	文化								
最	近の	実	績	○文化芸術創造拠点形成事業 ・平成30年度 北九州市、久留米市、宗像市 ・令和4年度 久留米市 ・令和5年度 久留米市								
担当	担当からのコメント 文化庁が事務委託事業者を介して実施											

	06	安全·安	心また	っづくり推進							
	86	(市町村	安全·	安心まちづ	くり団体支援事業補	助金)					
担当	部局名	人づくり 活音		担当課室名	生活安全課	Tel	092-643-3124				
Λ -	- ド・	ソフト	の別		()ハード (〇)ソフト	、 ()両	方				
	制度(目的・『	内 容 事業概要)	町村が (1) 市町 市町 たり1 (2) 市町 安全	行う支援に要す 村安全・安心ま 村が補助事業を 0万円を上限に 村安全・安心ま ・安心まちづく	り団体等による犯罪の防止のる経費に対し、予算の範囲が ちづくり団体等物資提供事 実施するために必要な下記 補助金を交付する。 ちづくり団体補助金交付事 くり団体が行う下記に掲げる なあたり5万円を上限に補助	Rにおいて補助会業 に掲げる経費に 業 経費に対し市	金を交付する 対し 1 市町村あ				
		団 体主体)	市町村								
事業の概要	採択	要件	の期 ・市町 る安 ※営利	 ・市町村における補助事業が、交付決定日から交付決定した年度の3月31日までの期間内に補助事業を実施し、完了できるもの。 ・市町村が補助金を交付する団体は、継続的かつ計画的に、活動を行うことができる安全・安心まちづくり団体であること。 ※営利を目的とした事業、団体等の構成員等で特定の者を対象としたもの、及び県外で実施する事業、その他補助の目的にそぐわない事業は補助の対象としない。 							
	補助	主体	()国[車 (○)県単独	()その他【]					
	財政支	て援措置	1 防犯 (帽 器、 ※ / 防? 2 研修 3 啓発	活動用品購入費子、ベスト、ジ 裏中電灯、青色 パトロールカー 犯」に係る物品 会費(会議室使 用品購入費(看	、 ャンパー、腕章、タスキ、 <i>2</i> 回転灯など) ド、わんわんパトロール用!	リード、エコバ	ッグ等「ながら				
		I請の時期 等	4月下旬	Ū							
根拠	心法 令·	要綱等	福岡	県市町村安全·安	で心まちづくり団体支援事業	補助金交付要綱					
制	度創言	ひ 年 度	令和5年	年度 i	改正・見直し等の予定の有無	(○)有()無				
関	係 省 庁 等 なし										
最	近の	実 績	績 R5 年度 6 団体 7 市町								
担当	からの	コメント		度に事業終了した 助する制度です。	た安全・安心まちづくり団体 ,	事業補助金に代	わり、市町村に対				

	87				-		くり推進事 :設置支援事	-	助金)								
担当	部月	高名	人		くり 生活音	• 県民 部	担当課室	名	生剂	舌安全	課		Tel		08	92–64	43-3124
Λ -	– 1	۴.	ソ	フ	۲	の別		(()	ハード		() ソ	フト		() [可	方	
	(1	度的·	事業	概要		を推進す (1) 市町 (2) 市町村カ W切 でする。 ************************************	け及び地域団体であることを目的ではがは頭犯罪ではがいるではがいるでは、 一世がは頭犯罪では、 一世がは、 一世が、 一世が、 一世が、 一世が、 一世が、 一世が、 一世が、 一世が	に、防みで、関係のでは、原本のでは、原理をは、関係のでは、関係を、関係を、関係をは、関係をは、関係をは、関係をは、関係のでは、関係のでは、関係のでは、関係のでは、関係のでは、対象のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	がかける できる できます は できます は は は は は は は と と と と と と と と と と と と	を業り助策を他 地世住民 地世氏	置する事業で自ら防禁 で自ら防禁 かとした トで補助 地域的なまれ 住民で精	業に依めたります。	系る経費 メラを設 カメラ 事業 手動をしている れている	の一部 置する 設置す う団体 いること。	を補事するで、し、	事業に	立対し、市
	対 (象 事 第			体)	市町木	寸(地域団体~	への間	接補助を	:含む)							
事業の概要	採	択	要	Ę	件	を存 (2) であ (3) ! (4) 「 (5) ; (6) 「	防犯カメラ及ですかり おかり はいかり はいかり はいかり はいかり はいかり はいかり はいかり はい	ること 撮影対	まります。 象範囲に が犯と。 当は製作の はの でとする。 ではまれた。 ではないは、 ではは民のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	ついて ラの影響により、ででででででいる。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	は、道路 置及び道 の所有者 実施する 次の発展に関 に登路の勢 に受けるもか がある地	各、 がまた の ない まま が 域	、園等の で関する では、それのを でかられた で歩く に で に に に に に に に に に に に に に	公共空がイドする。海にある。等区間には、一切のでは、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切	間 ラ を期 一卦がりでを イ 得間 地けな把あ	撮影 ン るは 或やる握り こち が痴ばさ、	するものに沿ってと。 年以上と あるなど はばれた危険 が犯カメ
	補	助	È	=	体		() 国	車 (C)県単	鈍 () -	その他				
	財	政习	支援	措	置	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】 ・市町村(直接補助): 2分の1以内(上限20万円/1台) ※ネットワーク型カメラによる庁舎内管理を行う場合は、 補助対象経費の2分の1以内で上限30万円を上乗せする ・地域団体(間接補助): 市町村補助額を除いた経費の 2分の1以内(上限5万/1台)											
	۲	ア・申		の時	期	直接	間接補助 5	 月中 [^]	旬~9月	_ 上旬							
根扱	 几法	수 ·	等 · 要	細	等	福岡県		メラ設	置支援事	業補用	加金交付	要綱					
-		<u>'</u> 創 :			度		2年度	1			予定の有			 ()	Ī	(())	無
関	<u>へ</u> 係	省	<u>^</u> 方		等	なし	•							. , !		. = /	
最	近	の	 実		績		支 14 市町 12	10 台	R4 年度	14 7		台	R5 年度	19 7		11	7台
担当	最近の実績R3年度 14市町110台 R4年度 14市町77台 R5年度 19市町 117台担当からのコメントH28~R1年度まで実施していた福岡県性犯罪防止対策防犯カメラ設置支援事業補助金を再構築し、対象要件を性犯罪だけでなく街頭犯罪まで広げた事業。							業補助金									

	00	安全·安	全・安心まちづくり推進事業									
	88	(安全·	安心ま	ちづくりア	アドバイザ-	-登録·派遣	事業)					
担当	部局名	人づくり・ 活部		担当課室名	生活	安全課	TEL	092-643-3124				
Λ -	- F ·	ソフト	の別		()ハード	(○)ソフト	()両	方				
	制度(目的・	内 容 事業概要)	を有す地域で	る専門家及び着 活動に取り組む	T識者等を「安」 P皆さんの悩み	全・安心まちづく! や課題の解決、活)アドバイザー 動の活性化及び	に関する専門知識・」として委嘱し、 ツ安全・安心まちづ 請に基づき派遣す				
	対 象 (事 第	団体 美主体)	(グ) ② 官 (ま) ③ 地	 ① 防犯活動等に取り組み、または取り組もうとする地域の団体等 (グループ、自治会、防犯団体、老人会、婦人会、学校、PTA、NPO等) ② 官民が連携して防犯活動等に取り組むために組織された団体 (まちづくり推進協議会等) ③ 地域と連携して防犯活動等に取り組み、または取り組もうとする事業者等 ④ 地域防犯活動の活性化に寄与する活動を行う市町村 								
事業の概要	採択	要件	(1) 県民 ①流 ② ② ③ ③ ④ は ⑤ (2) おお (3) 営利 (4) 参加	民を対象に、次 活動方法及び運 等の習得 方犯環境指針に 方犯意識醸成の 地域住民が連携して かの他、な きにいた動 そのも 10 名以上 いました。 いました。 ではない。 ではない。 ではない。 ではない。 ではない。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	のいずれかの目営方法の事例格基づく防犯環境 ための防犯に関るワークショッ取り組むために そ心まちづくりに この参加者を見い 想や宗教の教義 徴する場合は、	設計の知識習得 する知識習得 プ方式による安全	ものであること 本活動の活性化 全マップづくり による安全・安 による安全・安 事が適当と認め ものであること で開催されるも 会通念上適正で	かためのノウハウ 心まちづくりのた めた事業 と。 のでないこと。 があること。				
	補助	主体	()国	庫 (○)県単	<u></u> 独 ()その他	<u>t</u> []					
	財政习	支援措置	アド	バイザーの派	遣に要する経り	費(講師謝金、交)	通費)は県が負	担する。				
	ヒア·申	請の時期等	随時受付									
根拠	业法 令	・要綱等	福岡	ーー 県安全・安心	まちづくりア	ドバイザー登録	・派遣事業実施	————— 拖要綱				
制	度創	設年度	平成 2	0年度	改正·見直し等	等の予定の有無	()有 (C))無				
関	係 省	庁 等	なし	,								
最	近の	実績	令和4	年度 派遣件 年度 派遣件 年度 派遣件	数 31件 延	ベ31人						
・研修会、講演会等の日時、内容、アドバイザーなどが決まったら、県へ申請し 担当からのコメント さい。アドバイザーとの日程調整やアドバイザーの選定などの事前相談も可 ので、気軽にお問い合わせください。												

	89	消費	者行政推	亍政推進事業(地方消費者行政強化交付金)									
担当	当部局名		り・県民生 活部	担当課室名	生活	安全課	TEL	092-643-3193					
/\	— ř ·	ソフ	トの別		()ハード	()ソフ)	、 (○)両	方					
	制 度 (目的·	内 事業概§		寸の取組を支援		の、地域の消費		庁政推進に向けた 心な消費生活の実					
	対 象 (事業	団 主 体	体 市町木	市町村									
事業の概要	採択		1. 2. 3. 4. 5. 6.	次に掲げる事業を補助対象とする。 1. 消費生活相談機能整備・強化事業 2. 消費生活相談員養成事業 3. 消費生活相談員等レベルアップ事業 4. 消費生活相談体制整備事業 5. 市町村等の基礎的な取組に対する支援事業 6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 7. 消費者安全法第47条第2項に基づく法定受託事務									
安	補助	主	体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】									
	財 政 支	援 措	1. 2. 3. 4. 5. 6.	消費生活相談核 消費生活相談員 消費生活相談員 消費生活相談付 市町村等の基础 地域社会におけ	員等レベルアッ	手業 プ事業 する支援事業 解決力の強化	こ関する事業						
	ヒア・申討	青の時期	等随時										
根:	拠法令・	要綱	*	別県補助金等交 別県消費者行政	付規則、 推進事業補助金	交付要綱							
制	度創	设 年	度平	成21年度	改正・見直し等	等の予定の有無	()?	有 (○)無					
関	係省	庁	等消費	骨者庁									
最	近 の	実	績 令和4	1年度 78,4	20 千円 (49 市町 54 千円 (50 市町 35 千円 (51 市町	「村)							
担当	当からの	コメン	· F										

	90	飲酒運車	云撲滅	対策事業						
,	90	(飲酒運	転撲源	域活動アド	ベイザー登録・派遣事	業)				
担当	部局名	人づくり・! 活部		担当課室名	生活安全課	Tel	092-643-3167			
Λ -	- ド·	ソフト	の別		()ハード (〇)ソフ	ト ()両	方			
	制度(目的・	内 容 事業概要)	転撲滅	活動アドバイ	対活動に関する高い見識と紹 ザー」として登録し、飲酒道 寺定事業者等の求めに応じる	重転撲滅に取り組	_			
	対 象 (事業	団 体	市町村	、地域団体、	事業者及び特定事業者等					
事業の概要	採択	アドバイザーの派遣は、次の要件を満たすものとする。 (1) 県民を対象に、次のいずれかの目的で開催されるものであること。 ①飲酒運転の実態と結果の重大性及び交通法規に関する知識の習得による、酒運転撲滅意識の醸成 ②アルコールが身体に及ぼす影響や、問題飲酒行動の早期認識と対処の方況関する知識の習得による、飲酒運転防止効果の増進 ③その他、飲酒運転撲滅活動の推進のための知事が適当と認めた事業 (2) おおむね30 名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。 (3) 営利目的、政治思想や宗教の教義等を広める目的で開催されるものでないと。								
	補助	主体	()国	庫 (○)県単独	虫 ()その他【]				
	財政习	え援措置	アドバイザーの派遣に要する経費(講師謝金、交通費)は県が負担する。							
	ヒア・申	請の時期等	随時受付							
根 拠	』法 令 ·	・要綱等	福岡	別県飲酒運転撲	滅活動アドバイザー登録・	派遣事業実施要	三 斜岡			
制	度創	設 年 度	平成2	4年度	改正・見直し等の予定の有知	無 ()有 (〇))無			
関	係 省	庁 等	なし	,						
最	近 の	実 績	令和3年度 派遣回数77件 約14,000名受講 令和4年度 派遣回数78件 約18,000名受講 令和5年度 派遣回数77件 約15,000名受講							
担当	からの	コメント	・研修会、講演会等の日時などが決まったら、県へ申請してください。アドバイザーとの日程調整やアドバイザーの選定などの事前相談も可能ですので、気軽にお問い合わせください。							

	91	交通3	安全団体	組織強化事	業(高齢者運転免許自	自主返納等支	え援事業)					
担当	部局名		の・県民生 5部	担当課室名	生活安全課	TEL	092-643-3167					
Λ-	-	ソフ	トの別		()ハード (0)ソフト	ト ()両	方					
	制 度 (目的·	内 容事業概要		市町村が行う高齢者の運転免許自主返納等支援事業に要する経費の一部を県が 助成する。								
	対 象 (事業	団 位主 体		市町村								
事業の概要	採択	要《	70 歳以 齢者 (令 に対し)	当該年度に運転免許証の自主返納をした高齢者(当該自主返納をした日において 70 歳以上の者に限る。)及び期限切れ失効により運転経歴証明書の交付を受けた高齢者(令和2年4月1日以降に失効し、当該失効日において 70 歳以上の者に限る。)に対して、市町村が購入した乗車券(電車又はバスの回数乗車券その他知事が認め るものをいう。)を交付する事業								
安	補助	主体	7	()国庫 (○)県単独 ()そ	その他【】						
	財政支	〔援 措 置	す。 ・補助	・補助対象経費…乗車券の購入に要する経費(同一人に対し乗車券を複数回交付する場合にあっては、初回の交付に係るものに限る。) ・補助率…2分の1 ・補助限度額…対象となる高齢者1人につき2,500円								
	_	請の時期 等	全市	町村に対し、調	査を実施							
根拠	』法 令·		市町	寸高齢者運転免	許自主返納等支援事業補助金	金交付要綱						
制」	度 創 討	设 年 度	28年	度	改正・見直し等の予定の有無	()7	有(〇)無					
関	係省	庁 等	なし									
最	近 の	実	令和	3年度 41 団体 4年度 43 団体 5年度 47 団体								
担当	からのこ	コメント										

	00	性暴力	根絶条	例施行事業								
	92	(性暴	力対策	アドバイザ	一登録・派	遣事業)						
担当	部局名	人づくり 生活		担当課室名	生活安	全課	Tel	092-289-9395				
Λ -	- ド·	ソフト	の別	() ハード	(○) ソフ	F ()	両 方				
	制 度 (目的·	内 容 事業概要)	「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例 (平成31年福岡県条例第19号)」の規定に基づき、学校、大学、事業所等に、性暴力に関する専門的な知識及び経験を有する専門家等を派遣し、性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育、研修を実施する。									
事業の概要		団 体	教育 ⁴ (2) 学 る専((3) 福 (4) 事	学校、高等学校 校教育法第1第 多学校及び同法 岡県及び福岡県 業所 域の団体等(ク	、中等教育学校 会に規定する大学 第134条第1項 具内の地方公共[及び特別支持 学及び高等専 に規定する行 団体並びにそ	爰学校 門学校、同法第 各種学校 れらの外郭団体	校、中学校、義務				
	採択	要件	(1) 県 開催; (2) お (3) 営 と。	アドバイザーの派遣は、次の要件を満たした団体等に対し行うものとする。 (1) 県民を対象に、性暴力の根絶に向けた知識及び具体的方策等の習得を目的で開催されるものであること。 (2) おおむね10名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。 (3) 営利目的、政治思想や宗教の教義等を広める目的で開催されるものでないこと。 (4) 参加者から費用を徴する場合は、その費用が社会通念上適正であること。								
	補助	主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】									
	財政支	援措置	アドバイザーの派遣に要する経費(講師謝金、交通費)は県が負担する。									
	-	請の時期 等	随時受付									
根拠	L法令·	要綱等		県における性暴 岡県性暴力対策			民等を守るための 業」実施要綱	の条例				
制	度創語	ひ 年 度	令君	和2年度	改正・見直し等	の予定の有無	() 7	有 (〇) 無				
関	係 省	庁 等	なし									
最	近の	実 績	令和.	4年度 派遣箇	所数 516 箇所	受講者数	約 42,000 名受約 123,000 名受約 116,000 名受	尧講				
担当	iからの:	コメント	-20		ドバイザーの選			さい。アドバイザ すので、気軽にお				

	93	総合型均	地域ス	也域スポーツクラブ活動助成事業									
担当	当部局名	人づくり・」活部スポー		担当課室名	スポーツ振興課	Tel	092-643-3515						
/\	— ř·	ソフト	の別		()ハード (〇)ソフ	F ())両 方						
	制度(目的・	〔 内 容 事業概要〕	味・関ラブ	生涯スポーツ社会の実現を図るため、子どもから高齢者まで誰もが、年齢、興味・関心、技術・技能レベルに応じて、いつでも参加できる総合型地域スポーツクラブを育成し、地域住民による自主的・主体的なスポーツクラブの組織化及び定着化を推進する。									
	対	* 団 体 * 主 体)		町村 合型地域スポ-	ーツクラブの設立を目指すク	ラブ)							
事業の概要	総合型地域スポーツクラブの設立を目指した、下記の活動が助成金の対象る												
	補助	」 主 体	:	()国庫 () 県単独 (○) その他【(独)	日本スポーツ	/振興センター】						
	財政	支 援 措 置	1,	【助成金】 1,1年間上限1,200千円(最大2年間)その後は、自主運営 2,助成対象経費は10分の9以内の定額									
	ヒア・申	₿請の時期等	随	随時									
根:	拠 法 令	・要綱等	総	合型地域スポー	ーツクラブ活動助成事業実施	要項							
制	度創	設 年 度		成 16 年度	改正・見直し等の予定の有意	無	○)有 ()無						
関	係省	î 庁 等	文	部科学省									
最	近 σ.) 実 絹	令	和6年度現在((4/1) 47 市町村 83 クラブが	—— 設立							
担	当 か ら <i>0</i>)コメント	の 様 れ	・総合型地域スポーツクラブとは、県民が、身近な地域でスポーツに親しむことの出来る新しいタイプのスポーツクラブで①子どもから高齢者まで(多世代)②様々なスポーツを愛好する人々が(多世代)③初心者からトップレベルまで、それぞれの趣向・レベルに合わせて参加できる(多志向)という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブである。									

	94	市町村	体験活動支援署	事業補助金									
担当	部 局 名		り・県民生活部 県・青少年育成局	担当課室名	青少年育成課	TEL	092-643-3615						
/\	— ド	· ソ :	フトの別	()/\-	·ド (O)ソフ	' · ()両 方						
	制 度 (目的· 事	内 容	市町村が多様な主 に様々な体験・交 することを目的と	流をさせる取組の									
	対 象 (事業	団 体 主 体)	市町村										
事業の概要	採択	要件	活動 (オ) 交流をて実施するボラン	のいずれかに該当 動 (イ) 科学体場 と目的とする活動 ティア人材養成事 NPO、自治会、 して、中学生以下の	活動 (ウ)文化記 (カ)社会奉仕体験業 まちづくり協議会	験活動 (キ) 、企業、学生	体験活動と併せ 生ボランティア等						
	補 助	主 体	()国庫(()国庫 ()県単独 (○)その他【(公社)福岡県青少年育成県民会議】									
	財政支	援 措 置	県民会議会長が認 (2)補助率	ンプ、農業体験、 める経費(報償費 2分の1以内とし	、旅費、需用費、	使用料、賃仟	昔料等)						
	ヒア・申請	青の時期等	第1次公募4月	1日~5月31日、	第2次公募7月1	日~8月16	日(予定)						
根拠	见法 令·	要 綱 等	市町村体験活動	支援事業補助金交	付要綱								
制	度創影	3 年 度	令和5年度	改正・見直し	等の予定の有無	(0)7	有 ()無						
関	係 省	庁 等	(公社)福岡県青	少年育成県民会議									
最	近の	実績	令和5年度 採択件数5件 大牟田市 折り紙ヒコーキ体験会・予選会、わくわく!子どもまつり 八女市 21世紀青少年チャレンジウォーク 筑後市 サマーキャンプ、ウィンターキャンプ 遠賀町 体験活動教室 上毛町 通学合宿										
担当	iからの=	コメント	※本補助金予算:	24,000 千円(400	千円×60 市町村)								